

R5.1.25 職場における受動喫煙防止対策推進研修会

健康増進法改正のポイント

~R3受動喫煙防止対策実施状況調査結果を踏まえて~

弘前保健所 健康増進課

2020年4月から 改正健康増進法が全面施行されました

一番の目的は

「望まない受動喫煙を防止する」

こと

施設の区分

第一種

学校 児童福祉施設 病院 診療所 行政機関の庁舎

第二種

事務所

工場 ホテル、旅館 飲食店 旅客運送事業船舶、 鉄道

喫煙目的施設

喫煙を主目的とす るバー、スナック

店内で喫煙可能な タバコ販売店

敷地内禁煙

屋内禁煙

いずれかの対策が必要です

施設内禁煙

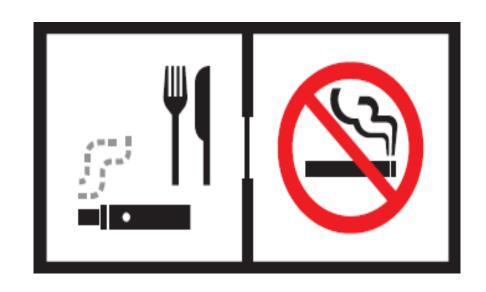
喫煙専用室 の設置

加熱式たばこ専用喫煙専用室の設置





※ 喫煙室での飲食、業務不可



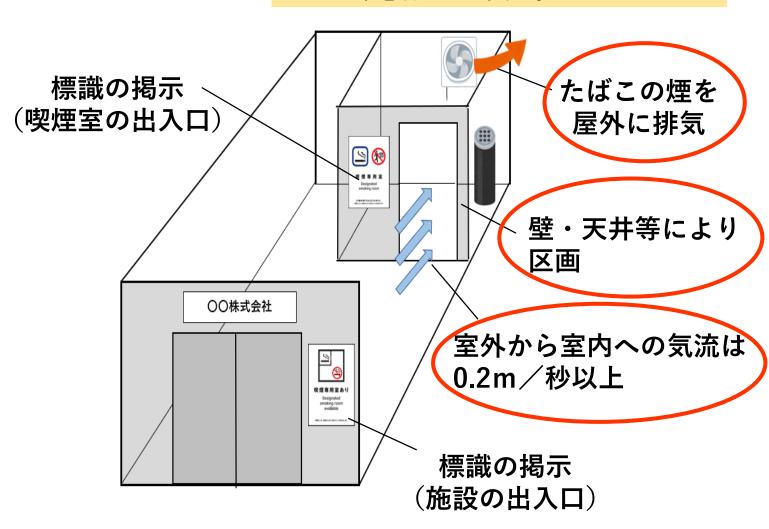
※ 喫煙室での飲食、業務可

喫煙室の設置基準

※ 基準を満たした喫煙専用室のイメージ

《必要な対策》

- 1. <u>技術的基準</u>を満たし た「喫煙専用室」の 設置
- 2. 標識の掲示
- 3.20歳未満の「喫煙専 用室」への立ち入り 禁止



わかりやすい標識を掲示しましょう



喫煙専用室あり

Designated smoking room available

「奏煙」には、加熱式たばこを扱うことが含まれます。



喫 煙 専 用 室

Designated smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。

<施設の出入口>

喫煙室が設置されている旨の標識の掲示

〈喫煙室の出入口〉 喫煙室であること、 20歳未満の立入り が禁止されている旨 の標識の掲示

飲食店には経過措置もあります

- ☑ 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日時点で、営業している店舗である。
- ☑ 資本金又は出資の総額が5,000万円以下である。
- ☑ 客席面積が100m²以下である。

3つ全て満たしていれば店内を喫煙可にできますが・・・

- ① 保健所への届出
- ② 当該場条件を証明する書類の準備と保存
- ③ 標識の掲示
- ④ 店舗への未成年者の立ち入り禁止

保健所の役割

問い合わせ・相談対応

苦情対応と 現地調査 ・指導 届出の受理 (既存特定飲食 提供施設)

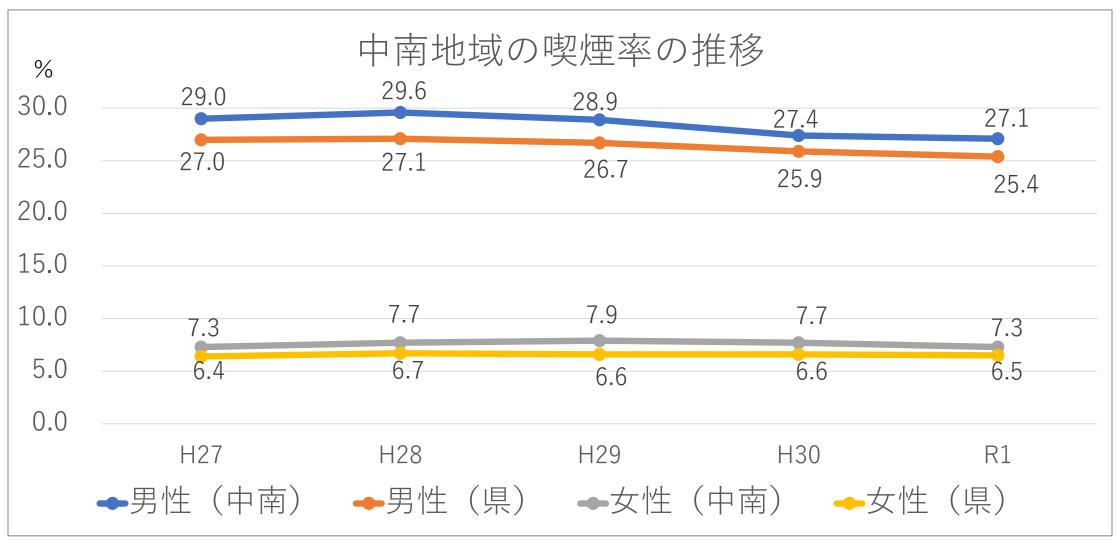
法の周知 ・普及啓発

保健所は普及啓発と指導の役割を担っており、 地域住民の方や各関係機関からの相談や苦情等の 問い合わせに対応しています。

相談、苦情の内容

- ・喫煙可能店の標識が掲示されていないにも関わらず、 店内が喫煙可能な状態。
- ・施設内に灰皿を設置している。等
 - ☞法改正内容を伝え、対応を依頼。 灰皿を撤去し屋内禁煙又は喫煙可能店の届出をした。
- ・喫煙室のドアを開けた状態で喫煙させている。
- ・工事現場作業員が喫煙している。等
 - ☞法改正内容を説明。企業側の配慮を促した。

中南地域は喫煙率が高い



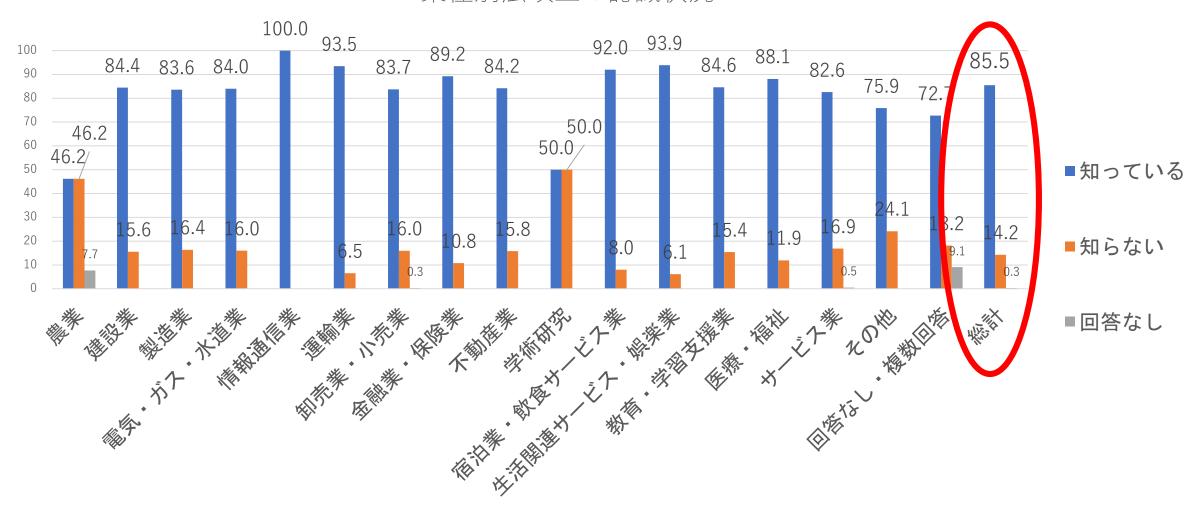
事業所でどのように対策されているか アンケート調査をしました

- 〈対象〉 弘前商工会議所に加入している全事業所2,551ヵ所 〈調査方法〉
- <回答率> 56.1%(事業所1,432ヵ所)

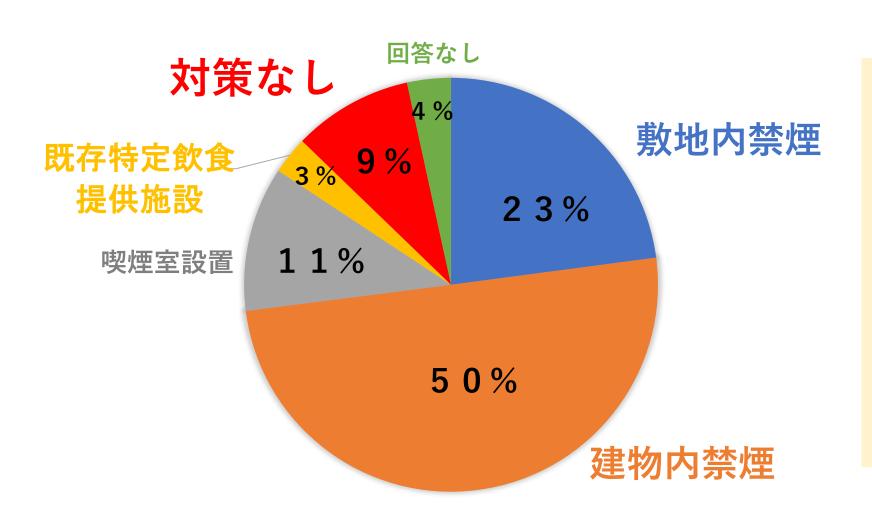
郵送によるアンケート調査票の配付

「屋内禁煙」の認識率85.5%

業種別法改正の認識状況

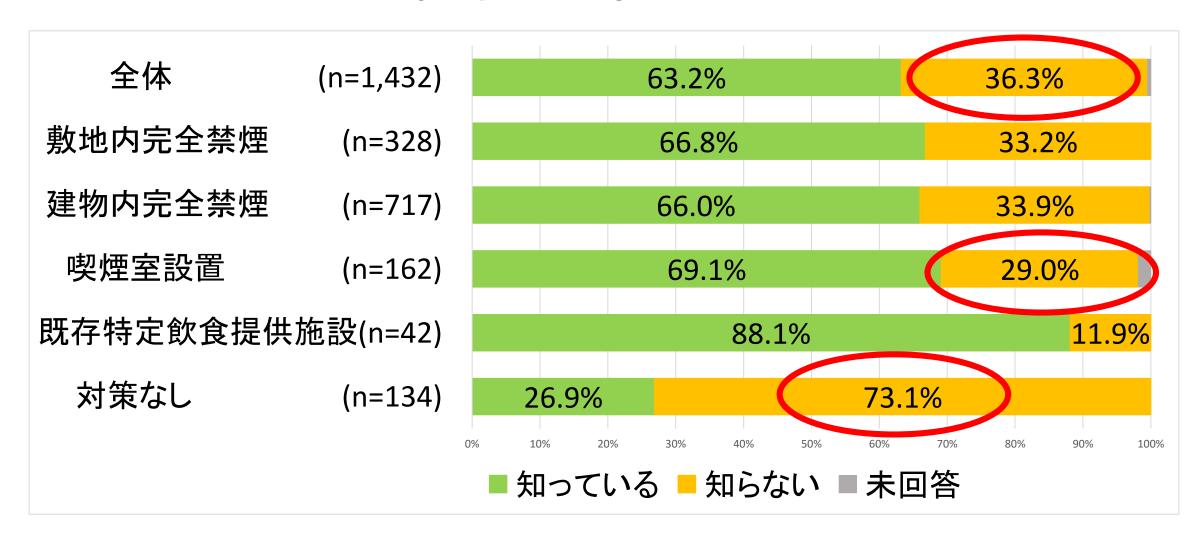


「敷地内禁煙+建物内禁煙」7割「対策なし」1割



- 宿泊・飲食サービス業
- 不動産業
- 運輸業
- 建設業 等

喫煙室を設置した事業所なら、 設置基準も知っている?



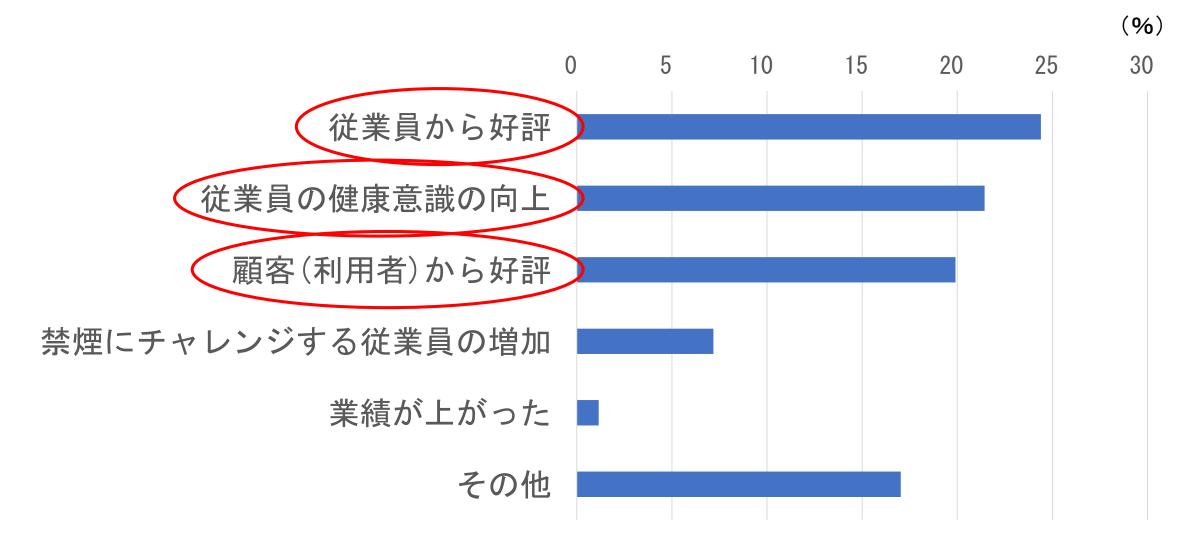
県の調査では

- ・受動喫煙防止対策を実施している施設 73.6%
- ・「屋内分煙」施設のうち、基準を満たした喫煙場所 57.9%
- ・喫煙場所に係る標識の掲示
 ・喫煙場所の入口 28.1%
 ・喫煙場所設置の建物入口 23.8%
 20歳未満立入禁止の掲示 25.4%

技術的基準と標識掲示義務を満たしている施設

10.5%

屋内禁煙して良かった点



取組事例

<成功モデル>

• 社長自ら禁煙することにより、喫煙者はゼロに。

<環境整備>

- 建物の外の離れた場所に喫煙所を設置。わざわざ行くのを 面倒に感じたり、冬は寒いため禁煙する人が増えてきた。
- 来客のために置いていた灰皿を撤去。自然と喫煙する人もいなくなった。

取組事例

- <手当、休暇>
- 非喫煙者に健康手当を毎月支給。
- 禁煙外来での治療費の助成。
- 禁煙外来受診希望者に対し休暇の付与。
 - →禁煙することにより作業に向かう時間が増え、 支給額以上に会社へのリターンがあった。

取組事例

<ルールづくり>

- ・敷地内完全禁煙と就業時間内禁煙を同時に実施。 受動喫煙、サードハンドスモーク※対策だけでなく、喫煙者 は長時間喫煙しない環境に慣れ禁煙にチャレンジしやすい 環境づくりができた。
 - ※サードハンドスモーク(三次喫煙)

 喫煙者の衣服や室内に付着した有害物質を非喫煙者が吸い込んでしまうこと。

空気クリーン施設に登録しませんか?

- ・禁煙施設を認証し、受動喫煙被害から 県民の健康を守る県の事業。
- ・管内の認証件数は年々増加しており、 令和4年12月末時点で1174件が登録。

《認定要件》

- 1. 室内前面禁煙が表示されている
- 2. 灰皿が置かれていない

